

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成24年第 5 回久山町議会定例会)

平成24年12月14日

午前 9 時30分開議

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第 3 議案審議

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

議案第50号 久山町副町長の選任同意について

議案第51号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第52号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第53号 福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更について

議案第54号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

議案第56号 土地取得について

議案第57号 平成24年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第58号 平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第59号 平成24年度久山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第60号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

(24久山町条例第18号)

諮問第 1 号 久山町人権擁護委員の推薦について

諮問第 2 号 久山町人権擁護委員の推薦について

発委第 1 号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(24久山町条例第19号)

発委第 2 号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について

2 出席議員は次のとおりである (9 名)

2 番 實 渕 英 介

3 番 阿 部 賢 一

4 番 有 田 行 彦

5 番 吉 村 雅 明

6 番 佐 伯 勝 宣

7 番 佐 伯 國 広

8 番 松 本 世 頭

9 番 本 田 光

10 番 木 下 康 一

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

1番 池松巖根

4 会議録署名議員

8番 松本世頭

9番 本田光

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
政策推進課長	安倍政明	教育課長	伴義憲
町民生活課長	久芳国重	会計管理者	石橋邦英
税務課長	井上嘉明	健康福祉課長	角森輝美
財政課長	矢山良隆	田園都市課長	大穂正巳
上下水道課長	実渕孝則		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	國崎和男	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、表彰の伝達を行います。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（國崎和男君） 御説明いたします。

去る10月26日に平成24年度市町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式が行われております。この感謝状は、地方議会議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められる議員に対し総務大臣より贈られるものでございます。本町からは本田光議員が受賞をされておられます。議長より伝達をお願いします。

本田議員、議長席の前までお願いします。

○議長（木下康一君）

感 謝 状

福岡県久山町 本田 光殿

あなたは、35年以上の永きにわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります

よって、ここに深く感謝の意を表します

平成24年10月26日

総務大臣 樽床伸二

〔拍 手〕

○議長（木下康一君） ここで本田光議員より御挨拶をお受けします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） 一言御挨拶を申し上げます。

長年のこの議会活動受賞に対し、非常に感謝しております。35年を振り返ってみまして、先輩議員たちは当初は何と生意気な議員が入ってきたかなというふうに思っておられた方もあってあったかもしれません。長きにわたって住民が主人公の町政実現のために御指導、叱咤激励下さった町民の皆様初め議員各位、町執行部の皆さんに御礼を申し上げます。

今、市町村議会の存在が問われており、真の地方自治を実現するために議会の制度、役

割、改革の方向性を考えなければなりません。議会は行政を抑制、チェックするという立場から、町長初め町幹部職員の皆さんに対して時には厳しく追求したかもしれませんが、住民の声と捉えていただきたいと思います。今、世界経済、日本経済の危機の行方が問われた選挙戦が終盤を迎えています。構造改革、三位一体改革の推進により働く貧困層は増大、地方自治体財政は厳しい状況にある中で、地方行政、各般にわたり尽力されていることに感謝いたします。

最後になりましたけども、皆さんの御健康と久山町議会、また久山町勢の発展を願って御挨拶いたします。

○議長（木下康一君） 以上で表彰伝達を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。8番松本世頭議員、9番本田光議員を指名いたします。

日程第2、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙。広域連合議員1名の選挙を行います。

日程第3、議案審議の方法。議案第49号から議案第60号及び諮問第1号、諮問第2号並びに発委第1号、発委第2号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（木下康一君） それでは、日程第2により福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（國崎和男君） 御説明いたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員でありました久芳町長が10月27日をもって任期満了となりましたので、広域連合規約第8条の規定により町長及び議員のうちから新たに広域連合議会議員の選挙を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に久芳菊司町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました久芳菊司町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました久芳菊司町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

当選されました久芳菊司町長に久山町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案の審議を行います。

まず、議案第49号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第49号専決処分の承認を求めることについての採決をいたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。
ここで只松副町長と中山教育長の退場を求めます。

〔副町長 只松輝道君、教育長 中山清一君 退席〕

○議長（木下康一君） 次に、議案第50号久山町副町長の選任同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第50号久山町副町長の選任同意についての採決をいたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第51号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第51号久山町教育委員会委員の任命同意についての採決をいたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第52号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第52号久山町教育委員会委員の任命同意についての採決をいたします。
本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定しました。
ここで只松副町長と中山教育長の入場を求めます。

〔副町長 只松輝道君、教育長 中山清一君 着席〕

○議長（木下康一君） 次に、議案第53号福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） この議案の第53号、第54号、第55号、これは関連がありますから、この議案で町長に質問いたします。

これは福岡県市町村災害共済基金の解散に伴うというものでありますが、委員会説明では3億7,300万円からのこれが配分されるということでありました。これからいついかなる災害が発生するかわかりませんし、委員会審議等でも言いましたけども、当然最初の目的に沿って基金積み立てを行って、いかなる災害にも対応できるような方策をとっていただきたいというふうに考えます。これは何でも使おうと思ったら自由に使えるということでもありますけども、そういう災害に備えた対策に使っていただきたいと思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 御指摘のように、これは災害のためにこれまでは福岡県自治体が一緒になって基金として任意積み立てと基本積み立てというのがあって、その全てを今回ちょっともう一旦自治体のほうに返そうということになったわけですけども、おっしゃるように目的は災害基金ですので、これは基本積み立てと任意積み立ての額になってるんですけど、おっしゃいますように町に戻ってきた段階で今後災害基金として別個に基金として積み立てるものか、もともと基金というのは財政調整基金というのは全てについてそういうことを使えるという状況でありますので、おっしゃるように災害の部分で基本的に幾らか積み立てるということであれば、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○9番（本田 光君） 今、町長も言われたように、全額これを基金として積み立てるかどうかというのは、町長の判断もあるでしょうし、ただ当初の目的に達するような災害基金と

しての大方そういう方向にさせていただきたいと思いますが、再度改めて求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その方向でいきたいと思いますが、基金の額については、またこちらで検討させていただきます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号福岡県市町村災害共済基金組合の規約の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題といたします。
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第54号福岡県市町村災害共済基金組合の解散についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第55号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号土地取得についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） これは公社の健全化のための町が買い取るというふうに、先般議会に対しても町長からの説明がありました。これは全員協議会。この5億4,900万円、当然ながら今までで私自身も公社が最終段階に来て、そしてもう本当にゼロになって、公社というのは解散すべきじゃないかということは、歴代町長のときから言ってまいりました。それで、そうした環境も含めて、今度町が買い取った土地をどういうふうに処理していくかという関係ですね。議員に対する報告を町長されたときにも言いましたように、いろんな隣接の方が欲しいという方がおられる関係とか、さまざまあろうかと思えます。そういうことを計画性を持って、そして本当にその土地の取得したのが多少目的に沿わん点もあるかもしれません。だけど、計画性を持って対処していただきたいなというふうに思います。町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃったように、もう土地開発公社を解散して、全て町のほうに土地を引き取るという方向、措置をとりたいと思いますので、その後の引き取った土地の処分については、一団地で有効活用できる土地については、町のいろんな企業誘致とかそういう政策上の中で有効に処理をしていきたいと思っていますし、ただこれまでもともと町が開発公社に先行取得させとった土地というのは公共事業に供するためにさせてたわけですけども、既にいろんな事業の中でそれを活用した中でおっしゃったように土地改良とか区画整理とか道路整備なんかで団地が残っております。それもまだ依然として開発公

社が所有してる土地でございますので、一時的な目的は達していますので、団地についてはできれば隣接の所有者の方に普通財産として処分をしていきたいと思っています。そのような形で計画的に今後処分を進めてまいります。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号土地取得についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成24年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 13ページ、歳入でございます。先ほど他の議員からも質問がありました件、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴いまして久山町に返金される3億7,300万円でございますが、先ほど他の議員の意見、災害で積み立てたんだから災害に使うというようなことがこれが筋だと、私もそれは同感でございます。一つそれは有効な活用と思いますが、この金額を聞きましたときに思いましたのは、今、町の懸案事項、いろいろあります、町長も優先事項として上げられました幼稚園の統合問題、そして小・中学校の改修ですか、こういった点がありますが、学校給食、中学校給食の問題がありますが、一瞬金額を聞きましたときに、ああ、これもし将来そういうことに充てるのであればいいこれは一つの額になるなあというような思いがあったんです。町長御自身もさっき言ってありましたけれども、もともとこれは基金は全てにおいて使えるということでしたので、今これ第一委員会からの所管の関係もございませうけれども、そういった方法もあったんじゃないかなと思いますが、町長、その点いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっといいですか。あつたんじゃないかというのは、どういうことですかね。

（6番佐伯勝宣君「ごめんなさい、そういった案もありますけれどもということで」と呼ぶ）

先ほど本田議員がおっしゃった、もともと災害基金ですから、町に戻ってきたときには、今も今度一般の財政調整基金として考えてますので、一般財源として使えるお金としてますけれども、本田議員がおっしゃったように今までは県のほうに災害基金として一部事務組合に積み立てしてましたけれども、これが全部町に戻ってきたならば、町単独で災害基金として必要じゃないかということでございますので、私もそれはそうだろうと思いますので、やっぱり災害基金というのは持つとくべきだろうと思いますので、基金の財産は幾らにするかはちょっとまた検討したいと思いますし、それから基金をちょっと今20億円近くまで今来ましたけれども、これから土地開発公社の買い戻しであったり、今回も5億円ぐらい使いますので、おっしゃったような来年度からは大規模改修とか幼稚園とかありますので、また学校給食を議会で調査されてますけれども、やりたいことはたくさんありますが、そういう事業の中で優先度を決めながら財政運営をやっていくべきだろうと思っていますので、いずれにしても災害基金というのは町として持つとく必要があるかなと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。それで全く問題はございません。先ほど言いましたように、ちょっと金額的に頭の中で今後の町の政策として浮かびましたもので、先ほど他の議員からのやりとり、これでも納得はしてるんですけども、その辺、そういった案もあるなということで今回質問させていただきました。

以上でございます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号平成24年度久山町一般会計補正予算（第5号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第58号平成24年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第59号平成24年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

す。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 今回、財政課が経営企画課、政策推進課を魅力づくり推進課ということに改めるということですが、魅力づくり推進課についてでございますけれども、これは随分ストレートな名称だなというふうに思うんですけど、その辺、こちらどういった経緯で決められたかお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、政策推進課の業務の一部を財政のほうに持って行って経営企画課という形にして、本来政策推進課というのは主にまちづくりと申しますかね、それを積極的にという意味もあつたんですけども、今回魅力づくり推進ということにして、簡単に言いますと動きやすい部署にしようかな、もう専属的に、ですから名称も町民の方に具体的にわかりやすい名称にしたほうがいいんじゃないかということで、ストレートにさせていただきます。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 町長のそういった気持ちが込められているということで解釈いたしますが、随分わかりやす過ぎるなあというような思いがあります。やはり根底として魅力づくりを推進して発信するということですけど、やはり魅力づくりということは、今じゃ魅力がないのかなと、もちろん魅力を掘り起こしてこれから発信をということなんでしょうけども、一瞬魅力づくり課ということで、私も勘違いをしておりまして、魅力づくり課かなと思ったら推進という言葉がちょっと抜けとつたんですが、もう一回こういった議案書見まして、推進という言葉が入るのかということで、随分これで課らしくはなるのかなと思うんですけども、町民の中には、じゃ今は久山に魅力がないのかなあというふうに思わないこともないんじゃないかなと思います。そういった意味でネーミングは他になかったのかなというのが少しございますので、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ネーミングについてはいろいろな考え方があると思いますが、魅力がないという思いは、確かにでも魅力がまだ弱いというのは間違いないんだろうと思います。だから、これを強力に出さないといけない。私の2期目に向けて一つの公約として町の魅力を高めようというのは、やはり久山町は魅力はいっぱい持っているんですね、隠れた魅力と申しますか、この魅力を持ってても、これを出さなければ魅力として感じてもらえないわけですから、これを強力に推進していこうという思いの部署でございます。で

すから、なかなか役場というのは本来の行政サービス事務というのを持っていますので、これが本当は主たる事務になるんですけれども、これと一緒になかなか地域に入っていこうとすると、これはなかなかできない、今までですね、できなかったという思いがありますので、むしろ思い切って協働のまちづくりやるならば、町民の方と一緒に入っていけるような、そういう動きがしやすいといいますかね、ですから町民の方にもストレートにわかってもらえる、そういう意味で私は魅力という言葉を使っていますので、別に魅力がないとか、そういう意味じゃございませんので。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。町長のお気持ちというのが込められてるということで、名称が変わることは全く異論はございません。一つ気になってるのは、町民に対する響きですね、語呂といいますか、そういったもので受け止める方にもいろいろあると思いますけど、これがうまく浸透してもらえればいいなと私も思っております。ただ、これ行政、自治体の名前は言いませんけれども、ほかの町でうみがめ課というのを作ったところあるんですよ。やはり思いがあるということでつけられたんでしょうけども、町民から笑われると、何やそれやと、役場の職員がちょっとばかにされたと、これとは全く次元は違うと思うんですけれども、語呂というのも大事だと思いましたので、町長、今回思いがあるということで、私も反対はしません。

以上でございます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号久山町課設置条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については適任という意見を付することに決定しました。

次に、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については適任という意見を付することに決定しました。

次に、発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定によって、各常任委員長、議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務、所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成24年第5回12月定例議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、平成24年第5回久山町議会12月定例会の閉会を宣告いたします。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時00分